

セーフティネットとしての計画停電時に通電される医療機関について

計画停電は「不実施が原則」ですが、関西電力・北海道電力・四国電力・九州電力に関して、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万に備えた計画停電の準備を進めております。

仮に、計画停電が実施されるような場合においても、救急患者の搬送等、地域における医療提供体制にできる限り支障が生じることがないように、政府として、電力の供給量や技術的観点も踏まえた上で、緊急かつ直接的に人命に関わり、重篤な患者の受入を常に行う等の観点から、関西電力・北海道電力・四国電力・九州電力管内の以下のカテゴリーの医療機関に対しては、計画停電時においても通電が行われることといたしましたので、お知らせします。

<関西電力、北海道電力、四国電力、九州電力で通電される医療機関>

- 救命救急センター
- 周産期母子医療センター
- 災害拠点病院
- 自治体立病院
- 地域医療支援病院
- 国立ハンセン病療養所、国立高度専門医療研究センター、国立病院機構、労災病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、済生会病院、厚生連病院、北社協病院
- 大学病院
- 2次救急医療機関等(※)

(※) 2次救急医療機関等には、2次救急医療機関、救急告示医療機関等が含まれるが、電力需給バランス等の違いのため、地域によって通電対象範囲は一部異なる。

<通電される医療機関に関する照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話（代表）03-5253-1111（内線 2518、2519）

<計画停電一般に関する照会先>

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

電話（代表）03-3501-1511（内線 4731～4735）